

埼玉県地域活動支援センター（サービス向上型）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る等、地域の実情に応じた支援を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）

第5条第26項に規定する地域活動支援センターであって、本要綱に定める基準を満たすものとして既に承認を受けたもの（以下、「地域活動支援センター（サービス向上型）」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 一 市町村 さいたま市を除く県内の市町村をいう。
- 二 設置市町村 地域活動支援センター（サービス向上型）の所在地を管轄する市町村をいう。
- 三 障害者 法に規定する障害者をいう。

（実施主体等）

第3条 地域活動支援センター（サービス向上型）事業の実施主体は、市町村とする。

2 地域活動支援センター（サービス向上型）の設置及び運営主体（以下、「設置者等」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- 一 市町村又は社会福祉法人若しくは特定非営利活動法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）であること。
- 二 心身障害者地域デイケア施設又は精神障害者小規模作業所から移行した地域活動支援センターであること。
- 三 前年度において、埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱（平成25年5月28日付け障支第33-2号）に基づき補助を受けていた地域活動支援センターであること。

（内容変更等）

第4条 社会福祉法人等が設置市町村の承認を受けて設置した地域活動支援センター（サービス向上型）について、定員等を変更しようとするときは、様式第1号により設置市町村の長の承認を受けなければならない。

2 社会福祉法人等が設置市町村の承認を受けて設置した地域活動支援センター（サービス向上型）について、事業を廃止しようとするときは、事前に、様式第2号により設置市町村の長に届け出るものとする。

3 市町村は、自ら設置した地域活動支援センター（サービス向上型）の内容を変更したとき又は廃止したときは、様式第3号又は様式第4号により速やかに県に届け出るものとする。

4 設置市町村は、第1項の規定により申請を承認したとき又は第2項の規定により届出を受理したときは、様式第5号により速やかに県に届け出るものとする。

(利用者)

第5条 地域活動支援センター（サービス向上型）の利用者は、設置市町村の長が利用を
適当と認めた障害者とする。

2 前項に定める利用者のうち、次のいずれかに該当する者であって、日常生活に必要な
所作のうち、移動、排泄、更衣、整容のすべてについて、一部又は全部に介助又は指示
を要し、独力では行えない者を重度障害者とする。

- 一 身体障害者手帳1級の交付を受けている者
- 二 療育手帳④の交付を受けている者
- 三 身体障害者手帳2級及び療育手帳Aの交付を重複して受けている者

(規模)

第6条 地域活動支援センター（サービス向上型）は、10人以上の人員を利用させるこ
とができる規模を有するものでなければならない。

2 地域活動支援センター（サービス向上型）は、定員を超えて利用させてはならない。
ただし、災害その他やむを得ない事情があると設置市町村の長が認めた場合はこの限り
でない。

(区分)

第7条 地域活動支援センター（サービス向上型）は、障害の種別及び実利用人数によっ
て次の各号に区分する。

- 一 A型 主に身体・知的・精神 15人以上
- 二 B型 主に身体・知的・精神 10人以上
- 三 C型 主に精神 概ね10人以上

2 前項の区分の適用には次の条件を付する。

- 一 A型 前年度においてA型に区分されていること
- 二 B型 前年度においてA型又はB型に区分されていること
- 三 C型 前年度においてC型に区分されていること

(設備)

第8条 地域活動支援センター（サービス向上型）は、次の設備を設けなければならない。

一 A型及びB型

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
(ただし、面積は利用人員1人当たり3.3㎡以上とする。)

イ 休憩室

ウ 静養室

エ 便所

オ 洗面所

二 C型

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所

イ 便所

2 地域活動支援センター（サービス向上型）は、利用者の保健衛生及び安全の確保を図り、火災その他の災害に十分留意しなければならない。

（職員の配置）

第9条 地域活動支援センター（サービス向上型）には、障害者に対し、適切な処遇を行うことができる職員を配置するものとする。

2 地域活動支援センター（サービス向上型）に置くべき職員及びその員数は次のとおりとする。

一 A型

ア 施設長 1

イ 指導員 4以上（2以上を常勤とする。）

二 B型

ア 施設長 1

イ 指導員 3以上（1以上を常勤とする。）

三 C型

ア 施設長 1（指導員との兼務可とする。）

イ 指導員 2以上（施設長又は指導員の1以上を常勤とする。）

ウ 嘱託医 1

3 前項に定める職員（嘱託医を除く。）は、専ら当該地域活動支援センター（サービス向上型）の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないとして、設置市町村の長が認めたときは、この限りでない。

4 地域活動支援センター（サービス向上型）には、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等を行うため、就労支援員を置くことができる。

5 前項に規定する就労支援員は、専ら当該地域活動支援センター（サービス向上型）の業務に従事する者でなければならない。

6 第4項に規定する就労支援員は、当該地域活動支援センター（サービス向上型）の施設長及び指導員と兼務できないものとする。

（事業の運営）

第10条 地域活動支援センター（サービス向上型）は、施設の運営に当たっては次の点に配慮しなければならない。

一 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないこと

二 地域活動支援センター（サービス向上型）A型及びB型は、週5日以上かつ1日5時間以上事業を行うこと

三 地域活動支援センター（サービス向上型）C型は、週4日以上かつ1日5時間以上事業を行うこと

四 訓練及び作業は、利用者に過重な負担とならないよう配慮すること

五 授産活動に従事した者に対し、授産収入から授産活動に必要な経費を控除した額に

相当する金額を工賃として支払うこと

六 その行った処遇について、利用者又はその家族から苦情があった場合には、誠実に
対応するよう努めること

(傷害保険の加入)

第11条 地域活動支援センター（サービス向上型）の運営主体は、その負担において、
利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

(記録の整備)

第12条 地域活動支援センター（サービス向上型）には、利用者に対するサービス提供
の内容についての記録及びその他事業実施に係る帳簿類を備えなければならない。

(指導監査の実施)

第13条 設置市町村は適正な運営を確保するため、県が別途定める指導監査実施方法に
基づき、市町村内に所在する地域活動支援センター（サービス向上型）に対して毎年度
指導監査を実施し、その結果を県に報告するものとする。

(費用の支弁)

第14条 市町村は、地域活動支援センター（サービス向上型）の運営に係る費用につい
て市町村の定める基準により支弁、負担又は補助するものとする。

2 県は、前項の規定により市町村が支弁、負担又は補助した経費について別に定める基
準により市町村に補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行する。ただし、平成19年4月1日から
適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。ただし、平成25年4月1日から適
用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。ただし、令和3年4月1日から適用す
る。

様式第1号

地域活動支援センター（サービス向上型）変更申請書

令和 年 月 日

_____市（町村）長 様

申請者 所在地
名称
代表者
(担当者)
(連絡先)

下記のとおり、地域活動支援センター（サービス向上型）を変更したいので申請します。

記

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|----------|-------|
| 名 称 | | |
| 所 在 地 | | |
| 定 員 | | |
| 区 分 | | |
| そ の 他 | | |
| 変更予定年月日 | 令和 年 月 日 | |

様式第2号

地域活動支援センター（サービス向上型）廃止届出書

令和 年 月 日

_____市（町村）長 様

届出者 所在地
名 称
代表者
(担当者)
(連絡先)

下記のとおり、地域活動支援センター（サービス向上型）を廃止しますので届け出ます。

記

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 事業を廃止する施設 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| 設置承認を受けた年月日 | 年 月 日 | |
| 施設を廃止する年月日 | 年 月 日 | |
| 施設を廃止する理由 | | |
| 施設廃止後の利用者に対する措置 | | |

様式第3号

地域活動支援センター（サービス向上型）変更届出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

_____市（町村）長

下記のとおり、地域活動支援センター（サービス向上型）を変更したので報告します。

記

| | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|----------|-------|
| 名 称 | | |
| 運 営 主 体 | | |
| 所 在 地 | | |
| 定 員 | | |
| 区 分 | | |
| そ の 他 | | |
| 変更年月日 | 令和 年 月 日 | |

様式第4号

地域活動支援センター（サービス向上型）廃止届出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

_____市（町村）長

下記のとおり、地域活動支援センター（サービス向上型）を廃止したので報告します。

記

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 事業を廃止した施設 | 所在地 | |
| | 名称 | |
| 設置届出をした年月日 | 年 月 日 | |
| 施設を廃止した年月日 | 年 月 日 | |
| 施設を廃止した理由 | | |
| 施設廃止後の利用者に対する措置 | | |

様式第5号

地域活動支援センター（サービス向上型）変更・廃止届出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

_____市（町村）長

地域活動支援センター（サービス向上型）の変更の承認（廃止届出書の受理）をいたしましたので報告します。

担当課 _____
電 話 _____

※ 設置主体からの変更申請書・廃止届出書を添付してください。